

第 1 部

「業務運営評価制度」の全体像と「平成 17 年度年間事業評価」

< 概要 >

まず、本評価書が拠って立つ「業務運営評価制度」の目的・枠組みと、「平成 17 年度年間事業評価」の位置付けを概説しています(1.2.)。

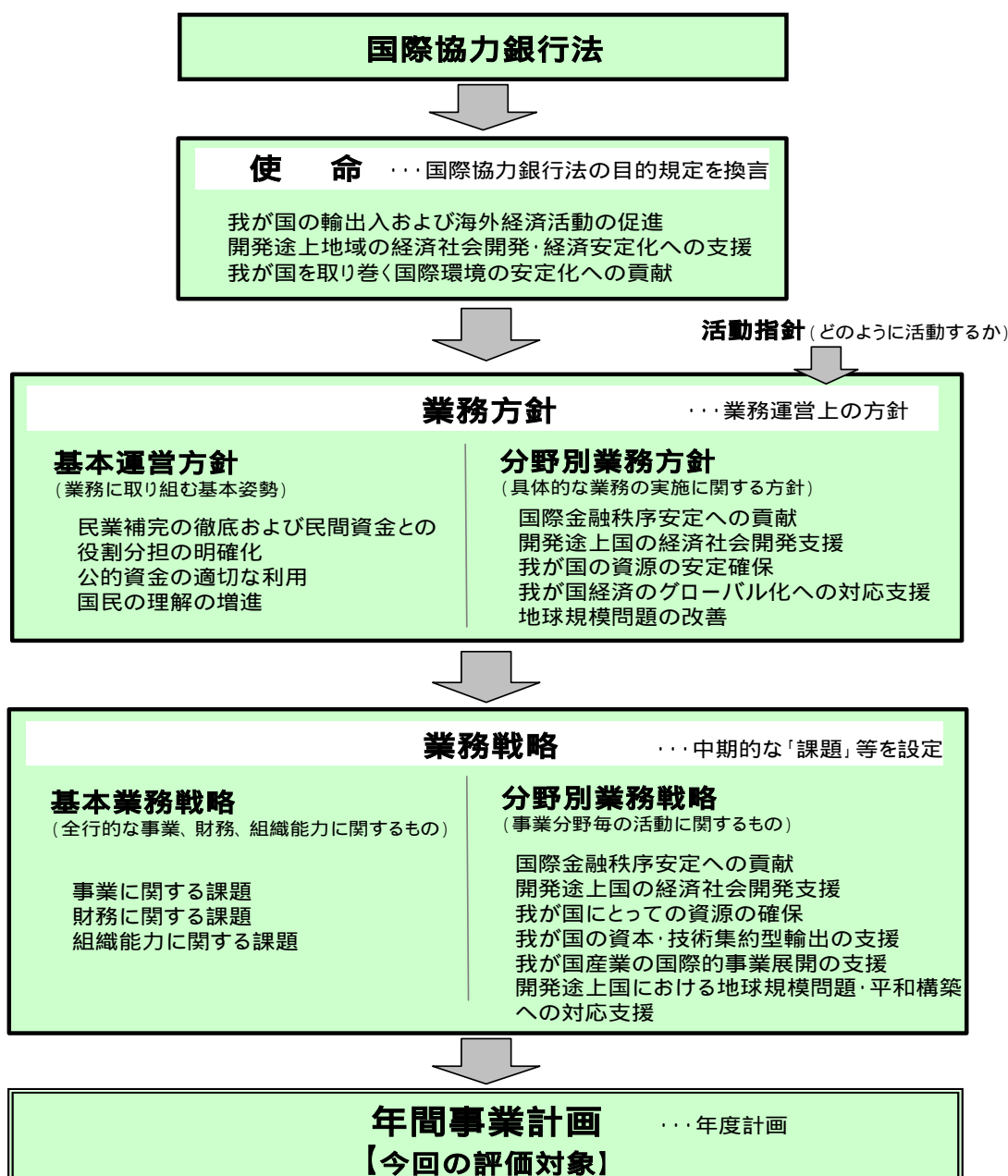
次に、平成 17 年度以降の年間事業評価の手法について、「評価のフィードバック機能」を一層高める観点から、段階評価の基準を見直したところ、そのポイントと留意点を説明しています。また、評価実施にあたっての内部体制や外部有識者委員会の役割を説明しています(3.~5.)。

最後に、出融資保証承諾実績の参考データとともに、「平成 17 年度年間事業評価」の評価結果(本文を除いた段階評価のみ)を一覧にまとめています(6.)。

国際協力銀行は、政策金融機関としての立場から、国民に対する説明責任(アカウンタビリティ)の徹底、国民的視点に立った成果重視の業務運営の推進、自律的な業務運営の確保、機動的・効率的な執行体制の確立、組織の潜在的価値の発揮を主な目的として、2002年度から「業務運営評価制度」を導入しています。

本評価制度では、「使命」、「活動指針」に基づき、業務運営上の方針を示す「業務方針」、中期的な「業務戦略」、各年度の「年間事業計画」を策定しています。「業務戦略」および「年間事業計画」については、各々評価を行い、その結果を次の業務運営サイクルに反映させていきます。

(図) 業務運営評価制度の枠組み



(1) 使命

「使命」は、国際協力銀行法上において規定された本行の設置目的を、本行として「何を行うのか」を明確に示すものとして換言したものであり、具体的内容は以下のとおりです。

本行は、我が国の健全な発展を確保するとともに、我が国が、相互依存の進む国際経済社会の健全な発展のため、主体的な役割を積極的に担っていくことを目的として、民間金融機関の活動を補完・奨励しつつ、金融という手段を通じて、以下の使命を果たします。

- ・ 我が国の輸出入および海外経済活動の促進
- ・ 開発途上地域の経済社会開発・経済安定化への支援
- ・ 我が国を取り巻く国際環境の安定化への貢献

(2) 活動指針

「活動指針」は、国際協力銀行が公的な業務を行う法人としての価値を最大限に発揮する上で、「どのように活動するのか」を明確にした内部向けの活動の指針であり、具体的内容は以下のとおりです。

国民の要請に対する民業の補完・奨励を徹底した機動的な対応

我が国および国際経済社会情勢の変化に伴う国民の皆様の要請を踏まえ、利用者・受益者のニーズを的確に把握し、民間部門のみでは対応困難な分野・案件に限定し、機動的に対応します。

民間部門との対話を通じた効果的・効率的な業務運営の推進

自律的な成果重視型の業務運営の推進を図ると共に、民間金融機関との協調融資、保証機能の活用、非政府団体との連携、財投機関債の発行など、民間部門との対話を通じ、効果的・効率的な業務運営を目指します。

多方面とのネットワーク・パートナーシップの活用

対外経済分野に関する我が国唯一の公的金融機関として、国際機関・途上国政府等の公的部門や我が国内外の民間部門との緊密なネットワーク・パートナーシップを有効に活用します。

開発途上地域に関する専門性の発揮

国際金融・開発支援の活動を通じた開発途上地域に関する豊富な情報や、実践的な知識・ノウハウに基づき、我が国および国際経済社会に対し、積極的な提言・情報発信を行います。

適切なリスク管理による財務運営

適切なリスク管理により、本行に求められる財務状況を維持し、国民の皆様の求める役割をより小さな負担で実現するよう努めます。

説明責任の徹底による透明性の向上

情報公開の推進や第三者による評価の推進などを通じて、透明な組織運営に努めると共に、国民の皆様の声を尊重します。

(3) 業務方針

「業務方針」は、「使命」を適切に実施するため、我が国政府の対外経済政策の適切な実施を担う政策金融機関として、本行の業務運営上の方針として策定するものです。以下のとおり、業務に取り組む基本的姿勢を示した「基本運営方針」および具体的な業務の実施に関する「分野別業務方針」から構成されています。

基本運営方針

民業補完の徹底および民間資金との役割分担の明確化

民業の補完・奨励を徹底するため、民間金融機関との協調融資や保証機能の活用を推進します。また、開発事業においては、民間資金との役割分担を十分考慮した業務を推進します。

公的資金の適切な利用

我が国公的資金の適切な利用のため、国際機関・他国公的機関との連携・協調などを通じた効果的・効率的な業務の実施とともに、適切なリスク管理などを通じた国民負担の軽減を目指します。

国民の理解の増進

本行の業務に対する国民の理解を得るため、情報公開の推進等により透明性の向上に努めるとともに、国民・非政府団体(NGO)などの意見・参加を求める機会の拡大を目指します。

分野別業務方針

国際金融秩序安定への貢献

国際金融システムの安定のため、国際金融危機発生時の我が国への影響の防止・抑制とともに、国際金融危機につながる事態の発生防止の観点から、我が国との関係の深いアジア諸国などの開発途上国に対する国際金融市場からの資本流入の安定化に貢献します。

開発途上国の経済社会開発支援

国際経済社会の健全な発展のため、我が国の政府開発援助(ODA)の在り方を踏まえ、開発途上国の持続的な経済成長への支援により、経済的自立に向けての所得水準と生活の質の向上、ならびに貧困人口割合の削減に貢献します。

我が国資源の安定確保

国民生活の安定と我が国産業活動の維持のため、我が国として不可欠な資源の安定的な確保に貢献します。

我が国経済のグローバル化への対応支援

我が国経済の再生・発展のため、我が国産業への生産・雇用への波及効果が大きい機械設備などの開発途上国向け輸出競争力の確保とともに、我が国産業の開発途上国における民間だけでは対応できないリスクの高い事業への投資を支援します。

地球規模問題の改善

国際社会の共通課題に対し我が国として必要な役割を果たすため、我が国への影響が大きい地球温暖化とアジア地域の大気汚染の緩和に貢献します。

(4) 業務戦略

「業務戦略」は、「業務方針」に沿った業務運営を行うとともに、各年度を通じて、業務運営における透明性の確保と内部における業務改善を図ることを目的として策定するものです。以下のとおり、全行的な事業・財務・組織能力に関する「基本業務戦略」(3つの基本業務分野)および事業分野毎の活動に関する「分野別業務戦略」(6つの事業分野)からなります。

業務戦略においては、業務方針に沿った業務運営を行うにあたり、本行として各年度を通じて取り組むべき「課題」を抽出します。また、各課題に対する具体的「取り組み例」、およびその取り組み状況を評価・モニタリングするための「指標」を設定します。

業務戦略については、当該業務戦略が適用されている一定期間が終了するまでに、その評価を実施し、業務戦略評価報告書として外部有識者委員会の意見書とともに公表します。

< 2005年度以降を対象とする業務戦略：全33の「課題」を設定 >

基本業務戦略(3つの課題群)			分野別業務戦略(6つの事業分野)					
事業に関する課題	財務に関する課題	組織能力に関する課題	国際金融秩序安定への貢献	開発途上国の経済社会開発支援	我が国にとっての資源の確保	我が国の資本・技術集約型輸出の支援	我が国産業の国際的事業展開の支援	開発途上国における地球規模問題・平和構築への対応支援
【課題】 民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化 効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用 国際機関・海外公的機関との積極的連携 環境問題への配慮の徹底および環境問題対応への積極的貢献 中堅・中小企業の海外事業運営支援	【課題】 適正な損益水準の確保および安定的な財務体質の維持 出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理	【課題】 オペレーションの機動的・効率的な実施 我が国国民・利用者の意見・要請の適切な反映 情報公開・広報活動の推進 対外経済分野における政策金融機関としての現地機能の活用強化	【課題】 アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成支援 新興・体制移行国発の国際金融危機未然防止への対応強化 国際金融危機発生時の機動的・効果的な危機収拾	【課題】 開発途上国の貧困削減への直接対応 開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援 知的協力・技術支援の推進 開発パートナーシップの推進 国民の参加(開かれた円借款業務) 円借款業務の質の向上	【課題】 我が国にとって不可欠なエネルギー・鉱物資源の確実な供給確保 エネルギー・鉱物資源の安定確保のための供給量確保と消費節減の推進 我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給維持・拡大に繋がる事業の推進	【課題】 日本企業の輸出競争力確保 日本企業の輸出機会創出 我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善	【課題】 開発途上国における日本企業の調和的な事業展開支援 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援・改善支援	【課題】 地球温暖化問題への支援の拡充 地球温暖化問題以外の地球規模問題(注)への対応の強化 平和構築への貢献 災害への対応 (注)水資源・感染症・人口問題・酸性雨問題

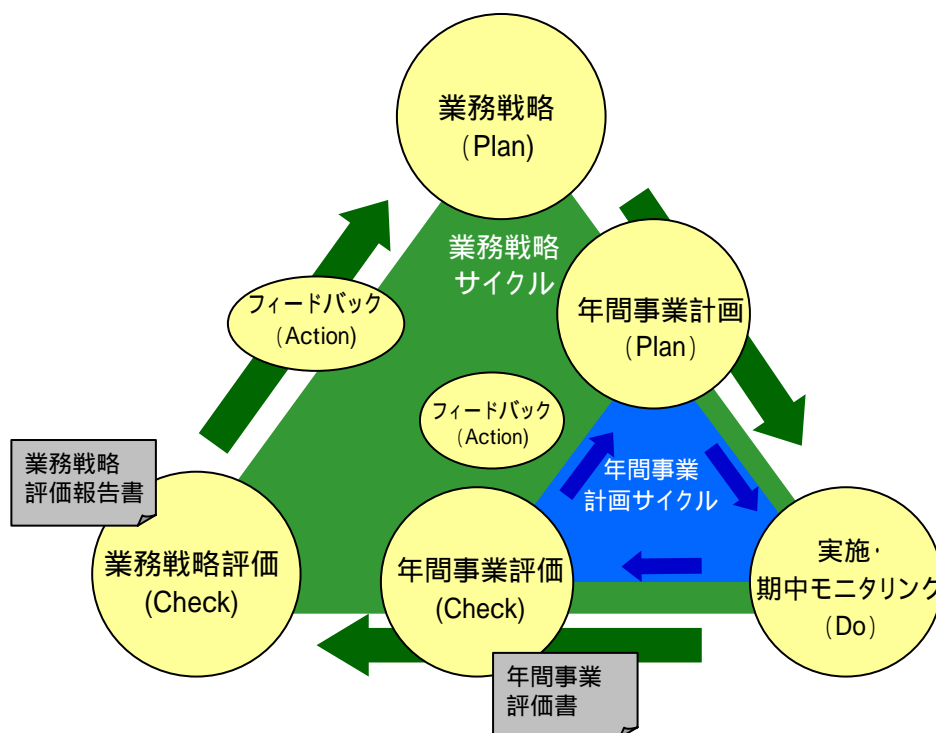
(5) 年間事業計画

「年間事業計画」は、「業務戦略」を各年度における活動として具体化するため作成するものです。業務戦略において課題に対する取り組み状況を評価・モニタリングするために設定した「指標」について、年間事業計画において、可能な限り「計画値」を設定します。

本行は業務運営評価制度を業務運営のマネジメント・サイクルに組み込んでいます。具体的には、本評価制度の下で、自ら目標設定(企画立案[Plan])し、目標達成に向け業務を行い(実施[Do])、その結果を評価し(評価[Check])、業務の改善及び目標の見直し等(フィードバック[Action])を行う、「PDCA サイクル」を通じて、業務運営の自律的な改善を図っています。

PDCA サイクルは、中期的な「業務戦略」レベルのサイクルと、年度毎の「年間事業計画」レベルの2つのサイクルから成り、Planの段階では「業務戦略」、「年間事業計画」を策定・公表し、Checkの段階では「業務戦略評価報告書」、「年間事業評価書」を作成・公表します(図1)。

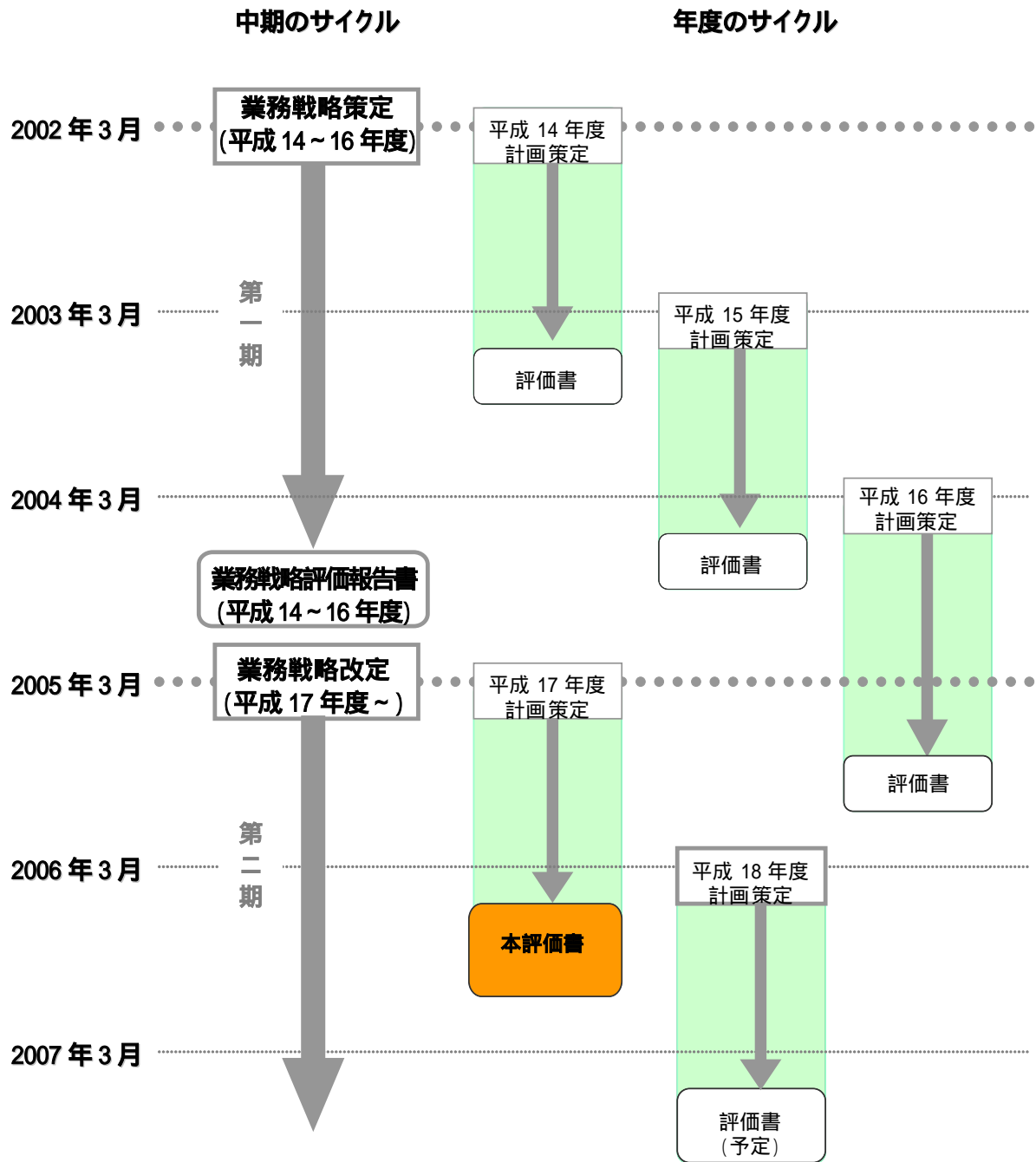
(図1) PDCA サイクルのイメージ



これまでのPDCAサイクルに基づく制度の運用状況は、図2のとおりです。中期サイクルについては、2002～2004年度における「業務戦略」について戦略期間中の事業環境や戦略への取り組み状況について分析・評価を行った上で、その評価結果や募集したパブリックコメント等を踏まえ、2005年3月に業務戦略を改定し、2005年度以降を対象とする第二期中期サイクルに入っています。今回の「平成17年度年間事業評価」は、この第二期の「業務戦略」の下での初年度計画である、「平成17年度年間事業計画」への取り組み状況について、本行として評価(Check)したものであり、通算して4度目の年度サイクルの評価にあたります。

(図2) PDCA サイクルに基づく制度の運用状況

「業務戦略」および「年間事業計画」については、各々評価を行い、その結果を次の業務運営サイクルに反映させています。



(1) 評価手法の一部見直しについて

「年間事業評価」では、中期の業務戦略で設定した 33 の「課題」(5 頁参照)に対する「年間事業計画」の下での取り組み状況を評価し、その結果を三段階で示しています。こうした評価手法の大枠は従来どおり維持しつつも、これまでの外部有識者委員会での議論も踏まえ、改定後の新たな「業務戦略」が適用される 2005 年度以降は、従来以上に効果的な評価が行えるよう、段階評価の基準を見直しました。見直しのポイント・留意点は以下のとおりです。

・「評価のフィードバック機能」を高めるための評価基準の改定

「業務運営評価制度」には、業務運営の改善や、本行業務の特質(海外業務という特殊性や事業環境・顧客ニーズの変化が大きいこと等)を踏まえた課題の見直し・再設定を促す役割があります。このような評価のフィードバック機能を強化すべく、今回の評価から段階評価の基準自体を見直し、優れた取り組みや今後留意が必要な取り組み等が出来るだけ浮き彫りになり、各課題の評価の特徴がわかるよう、段階評価の基準設定を工夫しました。

本行は政策金融機関として、国際機関、他国の類似機関や国内の関係機関・団体との連携を通じながら、我が国の対外経済政策における本行の使命達成に向け、実績を積み重ねてきました。そうした中、より一層成果重視の業務運営を推進し、業務運営の自律的な改善等を促すために、評価を通じて今後の業務改善へ向けた有益な教訓をより深く学び取り、業務にフィードバックすることで本行の使命の遂行をより確実なものとするよう、評価基準を改定したものです。

・「平成 16 年度年間事業評価」までの段階評価との「非」連続性

国民に対する説明責任の観点から、評価結果を端的かつわかりやすく示すことは重要です。こうした観点から、段階評価もできるだけ簡明な三段階としました。但し、段階数は過去(平成 16 年度年間事業評価まで)と同じではありますが、段階評価の基準自体を見直した結果、過去の段階評価と今回の段階評価を単純に比較することは困難となっております。

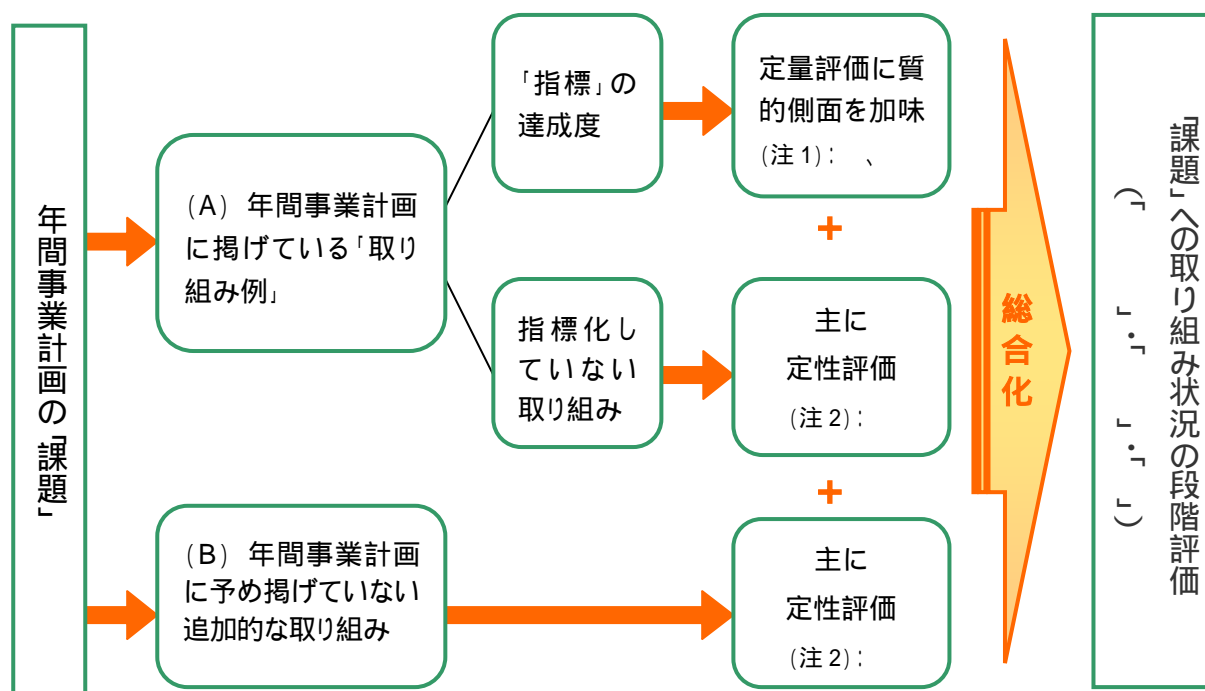
そのため、そうした誤解を避けるため、今回、各段階評価の記号や定義についても併せて変更しております(なお、過去の段階評価の結果一覧は、132 頁に掲載しています)。

(2) 平成 17 年度以降の年間事業評価における評価手法

上記(1)の見直しを反映した、(イ)評価の対象(何を評価するか)及び視点(どのように評価するか)、(ロ)評価の総合化・段階評価の基準の考え方等は、次のとおりです。

(イ) 評価の対象及び視点

(図) 評価の対象と視点 ((A)、(B)、～ の記号は、次頁以降の解説等に対応しています)



(注1) 指標の個々の実績に関するスキームの高度性や手法の先進性・革新性、利用者・受益者へのインパクトの度合いといった質的側面を加味。

(注2) 定性評価に用いた「評価の観点」は下表のとおりです。「行政機関が行う政策の評価に関する法律(政策評価法)」(2002年4月施行)等を踏まえ、また政策金融機関としての本行業務の独自性を勘案し、その課題の特性に応じた点を含めています。

定性評価の観点	
必要性	・取り組み例が「業務戦略」、「年間事業計画」の「課題」への取り組みとして必要か否か。
効率性	・取り組み例を実施する際、投入資源に見合う効果が効率的に得られるか否か。 ・必要な効果がより少ない資源で得られる取り組み例が他にないか。
有効性	・取り組み例の実施により、期待される効果が得られるか否か。 ・期待される効果に照らして、より大きな効果が得られる取り組み例が他にないか。
優先性	・必要性、効率性、有効性などの視点による評価を踏まえ、他の取り組み例より優先的に実施すべきか否か。
その他	・取り組み例を実施するに際し、本行として配慮すべき行動規範(業務運営評価制度における活動指針等)の遵守に努めているか否か。 ・取り組み例の実施により、課題の特性に応じた持続的な効果や間接的な波及効果等が得られるか否か。

(A) 年間事業計画に掲げている「取り組み例」に関する評価：

指標の達成度に関する評価 ……、

【評価の視点】

指標の実績に関する定量評価(計画/実績の比較。計画値を設定していないモニタリング指標については過去の実績水準と比較)に、スキームの高度性や手法の先進性・革新性、利用者・受益者へのインパクトの度合いといった質的側面を加味します。

【解説】

業務戦略及びその下での年間事業計画では、本行が取り組むべき「課題」、それに対する具体的な「取り組み例」、取り組み状況を評価・モニタリングするための「指標」を設定しており、まず指標の達成度が評価の対象となります。

質的側面については、客観性確保への配慮から、実績に関する外部からの評価、現地での反響等があればそれを記載して客観性を高めるよう努めています。なお、質的側面を評価する上では、例えば以下のような視点を織り交ぜています。

- ・ 「スキームの高度性」：
 - i) 関係当事者が多数(機関・団体等)にわたり、本行が主体となって調整機能を果たし案件承諾に至ったものや、ii) セキュリティパッケージ構築などで高度な金融手法を駆使し、案件承諾に至ったもの。
- ・ 「手法の先進性・革新性」：
 - i) 新たな手法の構築やモデル的な事業支援などパイロット性の高い取り組みを行ったものや、ii) 先進的ファイナンス手法や新型支援スキーム等を新たに適用したもの。
- ・ 「利用者・受益者へのインパクト」：
 - i) 出融資保証を通じて、「課題」、「取り組み例」の目指す政策効果が特筆すべき形で利用者・受益者側で発現しているもの、ii) 知的支援が、提言内容の実施や政策への反映、現地政府によるコミットメント等、利用者・受益者側の具体的な行動や成果につながっているもの、iii) 出融資保証や知的支援といった本行の取り組みが高く評価されたもの。

指標化していない取り組みに関する評価 ……

【評価の視点】

主に定性評価を行います。

【解説】

「取り組み例」に含まれる様々な具体的な取り組みのうち、指標化しているのは代表的なもののみであり、指標の実績が必ずしも取り組み状況の全てを示すわけではありません(指標の対象とはならなくても、取り組み状況を適切に示す実績もあり得ます)。また、そもそも定量化になじまず指標を設定していないケースもあることから、これらを合わせて「指標化していない取り組み」と整理して、指標の達成度とは別途、評価対象とします。

(B) 追加的な取り組みに関する評価(年間事業計画に予め掲げていないもの)……………

【評価の視点】

主に定性評価を行います。

【解説】

年間事業計画に掲げている「取り組み例」ではカバーされなくても、「課題」に照らして評価しうる取り組みがあれば、「追加的な取り組み」として評価対象とします。これは、「課題」に対応する様々な取り組みの全てを年間事業計画に挙げているわけではなく、また、年度途中においても、事業環境、顧客ニーズ、政府の政策等の変化に応じ、機動的かつ柔軟に業務に取り組む必要があるためです。

なお、「追加的な取り組み」の中で継続的な対応を要するものについては、業務戦略改定や年間事業計画策定の際にこれらを反映するなど、自律的な業務運営を行う仕組みを構築しています。

(ロ) 評価の総合化と段階評価

上記の評価対象毎の評価(9頁、図の ～)を「課題」毎に総合化し、「課題」への取り組み状況に関し、「 」「 」「 」の三段階(及び「外部環境の変化等により評価不能」)による、段階評価を行います。評価の総合化と段階評価の基準の考え方は、次頁の表のとおりです。

評価にあたっては、評価結果を単に記述するだけでなく、業務の改善策等を提示するよう心がけています。また、各分野の業務実施部門が業務運営上の課題を的確に把握し、改善につなげていくことを促すため、各分野内でのメリハリある評価も意識しています。

なお、業務戦略期間を通して連続して「 」となる「課題」については、より適切な目標設定を行うべく、指標の計画値の水準をより高めに設定することや、取り組み例、指標自体の見直しを検討します。

(表) 評価の総合化と段階評価

段階評価		段階評価の基準と考え方
	優れた取り組みがなされたと評価します。	<p>【基準】</p> <p>指標の達成度に関する定量評価()が良好(注1)であり、かつ、指標の実績に関する質的側面()が大変優れているもの(注2)、または、</p> <p>が良好であり(注1)、かつ、指標化していない取り組みに関する評価()、年間事業計画に予め掲げていない追加的な取り組みに関する評価()が大変優れているもの(注2)。</p> <p>【考え方】</p> <p>業務運営の目標とすべき優れたものを対象とします。</p>
	良好な取り組みがなされたと評価します。	<p>【基準】</p> <p>が良好なもの(注1)、(注2)、または、</p> <p>が良好ではないが、 、 、 が大変優れているもの。</p> <p>【考え方】</p> <p>標準的な業務運営を行ったものを対象とします。</p>
	今後の取り組みに留意が必要です。	<p>【基準】</p> <p>が良好と言えず、かつ、 、 、 が大変優れていると言えないもの、または、</p> <p>取り組み状況としては優れている、あるいは良好な場合であっても、事業環境の変化等に照らし、今後の取り組みに留意が必要なもの。</p> <p>【考え方】</p> <p>「課題」等の再設定につながる兆候や、業務運営上の改善の必要性を示している可能性があり、今後の取り組みに留意を要するものを対象とします。</p>
-	外部環境の変化等により評価不能。	

(注1) 指標の達成度に関する定量評価()が良好とは、指標の実績が全体として計画を達成、またはほぼ同水準(モニタリング指標については、全体として過去の実績水準を上回る、またはほぼ同水準)にあるものを指します。

(注2) 「課題」の中には、指標だけでは必ずしも適切に取り組み状況を測ることが困難な場合もあるため、 が良好かつが大変優れている場合にも自動的に とせず、また、 が良好な場合にも自動的に とせず、指標と課題の関係に留意します。

本評価は以下のような体制で実施しています。

(1) 担当各部

指標達成状況の測定とその結果等を踏まえ、2005年度の業務実績に関する自己分析を行います。

(2) 金融業務部、開発業務部

国際金融等業務、海外経済協力業務の各統括部門として、担当各部の自己分析を受けて、自己評価を行います。

(3) 総務部業務運営評価課

上記の自己評価を受けて、より客観的な観点から評価を行い、評価書を取りまとめます。

評価に際しては、評価の客観性を高めるため、外部有識者委員会(14頁参照)において、内部評価に用いる評価手法及びこれに基づく評価結果の妥当性の検討を行います。

評価に際しては、評価の客観性を高めるため、外部有識者委員会を設置しています。その概要は以下のとおりです。

(1) 設置目的

内部評価の評価手法およびこれに基づく評価結果の妥当性を検討すること、また、これら検討結果に加えて、評価制度の運用改善に向けた意見を本行総裁に対し提出すること。

(2) 委員（敬称略、座長以外 50 音順）

(座長)	高木 勇三	日本公認会計士協会常務理事
	岩崎 慶市	株式会社産業経済新聞社論説副委員長
	大住 莊四郎	関東学院大学経済学部教授
	角田 博	社団法人日本経済団体連合会参与
	城山 英明	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(3) 「平成 17 年度年間事業評価」に関する委員会の開催実績

2006 年 6 月 16 日 議題：「平成 18 年度の予定および平成 17 年度以降の年間事業評価における評価手法について」

2006 年 9 月 26 日 議題：「平成 17 年度年間事業評価書について」

(参考) 業務運営評価制度導入以降の上記以外の委員会開催実績

平成 14 年度年間事業評価関連

2003 年 6 月 13 日 議題：「業務運営評価制度の運用と評価手法について」

2003 年 9 月 17 日 議題：「平成 14 年度年間事業評価書について」

平成 15 年度年間事業評価関連

2004 年 6 月 2 日 議題：「業務運営評価制度の運用と評価手法について」

2004 年 9 月 24 日 議題：「平成 15 年度年間事業評価書について」

平成 14～16 年度業務戦略評価関連

2004 年 12 月 3 日 議題：「業務運営評価制度における業務戦略評価の位置付け、評価の手法等について」

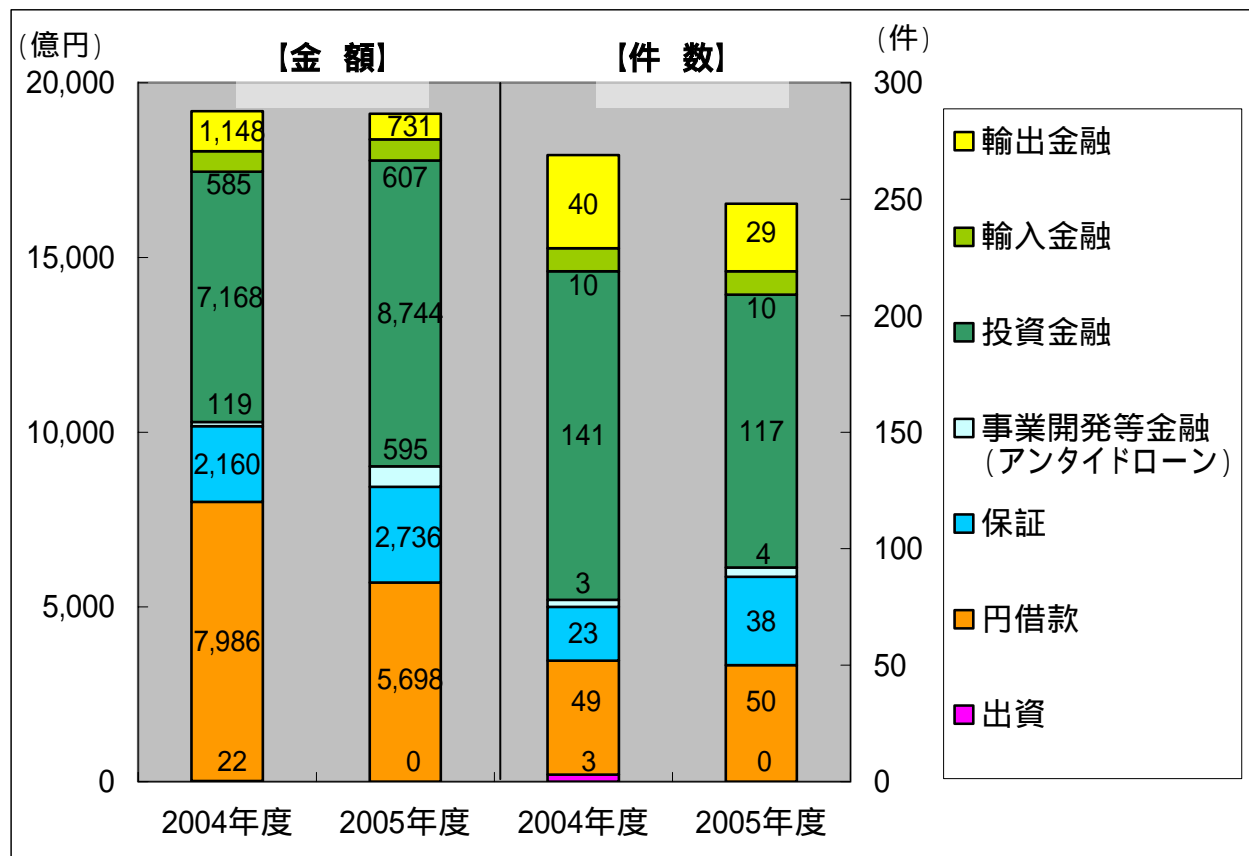
2005 年 2 月 8 日 議題：「業務戦略評価報告書について」

平成 16 年度年間事業評価関連

2005 年 7 月 1 日 議題：「業務運営評価制度の運用実績と評価手法について」

2005 年 10 月 4 日 議題：「平成 16 年度年間事業評価書について」

(1) 出融資保証承諾実績



(参考) 各事業分野に関連する 2005 年度出融資保証承諾金額及び件数の比率

事業分野	金額(%)	件数(%)
国際金融秩序安定への貢献	4	3
開発途上国の経済社会開発支援	39	42
我が国にとっての資源の確保	19	10
我が国の資本・技術集約型輸出の支援	3	7
我が国産業の国際的事業展開の支援	22	26
開発途上国における地球規模問題・平和構築への対応支援	13	11
合計	100	100

(注1) 複数の事業分野の課題に対応する案件は、該当する全事業分野に計上しています。
 (注2) 単位未満四捨五入のため、各事業分野の割合を合計しても 100%にならないことがあります。

(2) 評価結果一覧

分野		課題	2005年度 (17年度) 段階評価	評価本文 掲載ページ
基本	事業に関する課題	民間金融機関の補完・奨励の徹底、及び民間資金との役割分担の明確化		21
		効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用		25
		国際機関・海外公的機関との積極的連携		27
		環境問題への配慮の徹底および環境問題対応への積極的貢献		31
		中堅・中小企業の海外事業運営支援		35
	財務に関する課題	適正な損益水準の確保および安定的な財務体質の維持		38
		出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理		39
	組織能力に関する課題	オペレーションの機動的・効率的な実施		41
		我が国国民・利用者の意見・要請の適切な反映		44
		情報公開・広報活動の推進		47
		対外経済分野における政策金融機関としての現地機能の活用強化		49
	国際金融秩序 安定への貢献	アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成支援		54
新興・体制移行国発の国際金融危機未然防止への対応強化			57	
国際金融危機発生時の機動的・効果的な危機収拾		-	59	
開発途上国の 経済社会開発 支援	開発途上国の貧困削減への直接対応		63	
	開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援		66	
	知的協力・技術支援の推進		71	
	開発パートナーシップの推進		74	
	国民の参加(開かれた円借款業務)		80	
	円借款業務の質の向上		82	

分野	課題	2005年度 (17年度) 段階評価	評価本文 掲載ページ
我が国にとっての 資源の確保	我が国として不可欠なエネルギー・鉱物資源の確実な供給確保		87
	エネルギー・鉱物資源の安定確保のための供給量確保と消費節減の推進		91
	我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給維持・拡大に繋がる事業の推進		93
我が国の資本・技術集約型輸出の 支援	日本企業の輸出競争力確保		99
	日本企業の輸出機会創出		101
	我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善		104
我が国産業の 国際的事業展開 の支援	開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援		109
	開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援		114
	開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援		117
開発途上国における地球規模問題・平和構築への 対応支援	地球温暖化問題への支援の拡充		123
	地球温暖化問題以外の地球規模問題への対応の強化		126
	平和構築への貢献		128
	災害への対応		130
計	(優れた取り組みがなされたと評価します)	9	/
	(良好な取り組みがなされたと評価します)	20	
	(今後の取り組みに留意が必要です)	3	